

		質問	回答
手続き	1	いつから新様式を使用することになるのか？	令和8年7月1日受付分から新様式での受付になります。
手続き	2	6月30日以前に支給決定を受けている者は、7月1日以降、継続して利用するためには、手続きが必要ですか？	現在の認定期間はそのまま利用できます。その後、経過措置として、通所の見込みがある場合には1年間の認定をすることができます。
認定期間	3	6月30日以前に支給決定を受けている者は、経過措置で1年間の利用が可能であるが、その後、通所の見込みがあれば、更に1年間の更新は可能か？	経過措置の認定期間満了時に、通所の利用日数が増えており、その後日数の増加が見込まれる場合には、個別の事情をふまえ1年間に限り更新ができる可能性があります。
認定期間	4	在宅利用の認定期限までに通所ができなければどうなるのか？	期限までに対応できない場合は在宅利用が認められない場合があります、通所での利用に移行をしていただくこととなります。そのため、在宅利用の利用期間中から、利用者と話し合い、通所日数が増えるように支援計画の作成及び支援を行っていただくようお願いいたします。
認定期間	5	50歳以上の認定期間は、1年間になるのか？	お見込みのとおり。在宅利用の認定が必要な方は、1年間になります。
例外	6	重度障害者ではないが似たような障害があり通所が難しい場合はどうしたらいいか。	通知のとおり、通所できない事由を把握のうえ検討をしますので、資料等を提出していただき判断することになると考えます。
通所日数	7	週3日通所、週2日在宅はそのまま利用できるか。	現在の認定期間は在宅利用が可能です。その後、経過措置期間についても通所への以降の見込みがあれば在宅利用の決定が可能と考えます。週2日の在宅について認定期間中に通所への移行をお願いすることになります。
通所日数	8	週1日以上通所しないといけないのか？	週1日以上通所を原則としています。個別の事情により週0回から始める場合もあると思いますが、安易に全日を在宅利用から始めるのではなく、週1日は通所するように利用者と話し合いをしてください。なお、通所に移行する見込みがない場合は、在宅利用の決定ができませんのでご注意ください。
定員	9	現在定員の50%以上の在宅利用者がいる。7月1日以降、現在在宅利用の利用者はどのようになるのか？	6月30日時点で在宅利用の利用者は、引き続き決定をすることができます。ただし、50%を超えている場合は、7月1日以降に新規在宅利用の決定ができません。なお、東大阪市の利用者に限定しません。

		質問	回答
定員	10	定員の5割を超えている場合、報酬等の減算はありますか？	報酬の減算等はありません。
生産活動	11	在宅利用の作業内容は、軽作業でも大丈夫か？	本人の能力に応じた作業を提供することになるため、軽作業でも構いませんが、通所に向けた支援となるようにご検討してください。また、今回から、在宅利用の支援効果に関するチェックシートにおいて、生産活動の内容と工賃を確認するようにしています。
実績報告	12	実績報告は、6月30日以前に在宅利用の支給決定を受けている者も必要ですか？	6月30日以前に支給決定を受けている方を含め、すべての在宅利用者について報告が必要です。
その他	13	事業所を変更する場合は、手続きが必要ですか？	新たな事業所での支援内容等を確認しますので、手続きが必要になります。なお、認定期間の変更はありませんのでご注意ください。